

再処理施設等の設工認の対応状況について

令和2年11月4日

 日本原燃株式会社

1. はじめに



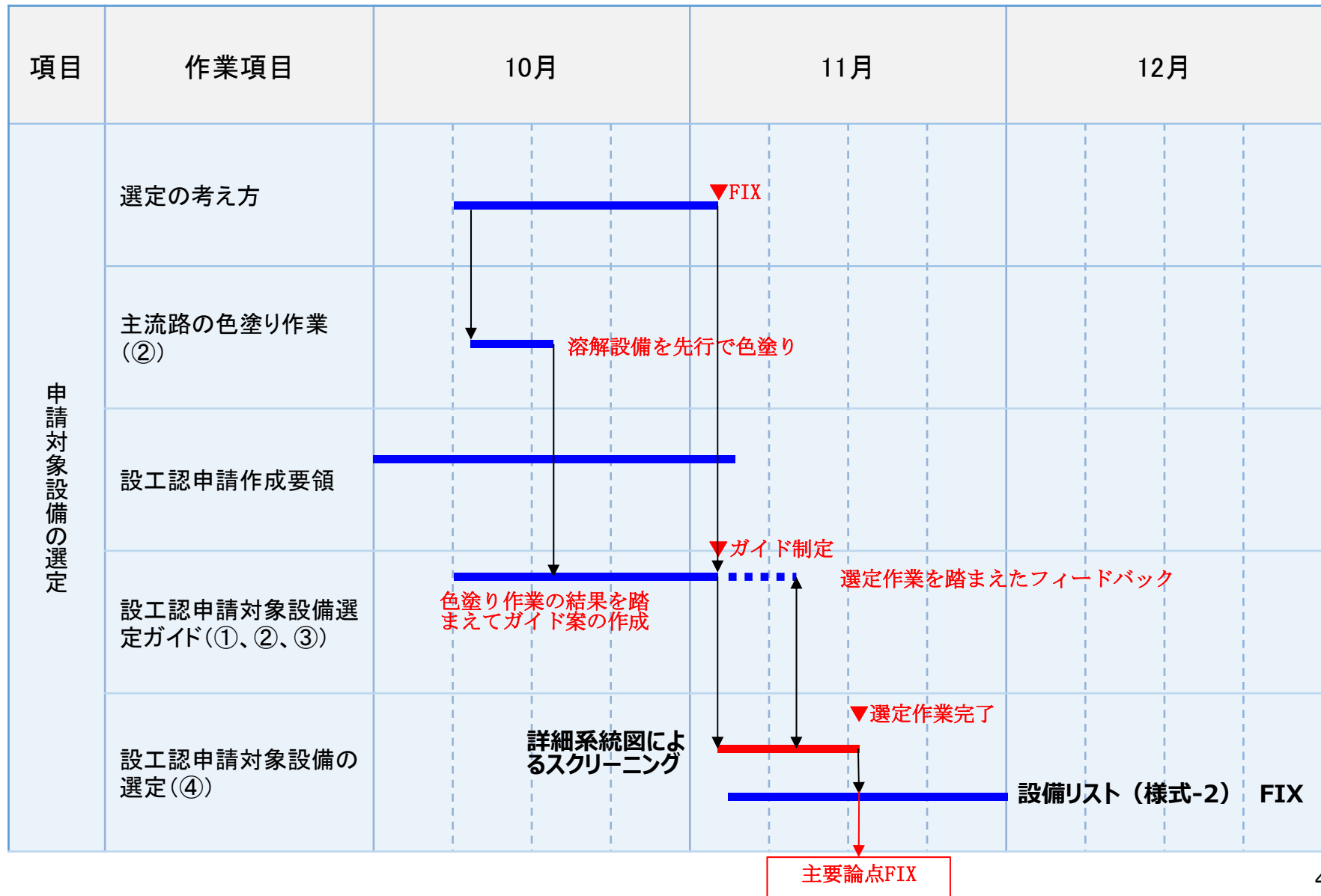
- ✓ 令和2年6月24日原子力規制委員会で示された「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について」(以下、「規制庁文書」という)が示され、対応を開始した。
- ✓ 令和2年9月30日原子力規制委員会で示された「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について」を踏まえ、再処理施設に加え、廃棄物管理施設、MOX加工施設、濃縮施設についても設工認申請書の作成を進めている。
- ✓ 前回の審査会合にて示した見通しに基づき、設工認申請対象設備の選定、類型化、申請図書作成について実施しており、現在の状況について報告する。

2. 現状と今後の見通し(設工認申請対象設備の選定)



作業項目	課題 (10月20日審査会合資料より)	見通し	達成状況
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">1. 設工認申請対象設備の選定</p>	<p>(2)再処理施設の特徴に応じた設備の選定の考え方の確定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・a. b.の整理をベースに、標準化(設工認申請対象設備選定ガイド)を行い、全系統で適切な抽出を可能にする必要あり 	<p>①実用炉の考え方、再処理施設の特徴を考慮したガイド(案)を作成する。</p> <p>②上記、ガイド案の有効性の検証を行う。 検証に当たっては、事前調査範囲(主流路等)、実施内容、指示者、作業者を明確にする。</p> <p>③検証の有効性を確認した後、ガイドを制定する。</p> <p>④制定されたガイドに基づき、設備所管箇所(各施設課)にて、設工認申請対象設備の選定を行う。</p> <p>①～④のプロセスについて、電力支援者の支援を得る。</p> <p>⇒11月中旬予定</p>	<p>①10月よりガイド(案)の作成開始</p> <p>②ガイド案作成にあたり、溶解設備等を代表とし、申請対象設備の選定作業(系統図で主流路を色塗り)により検証を実施</p> <p>③ガイド制定時の審査において、②の検証が有効であることを確認(予定)</p> <p>④11/4より、施設課にて作業開始(予定)</p> <p>以下を実施することで11月中旬完了見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を進めていく上で、ガイドに反映すべき事項があれば適時改正し、施設課へ周知する。 ・実用炉の考え方の再処理への適用の観点で、電力支援を得る。

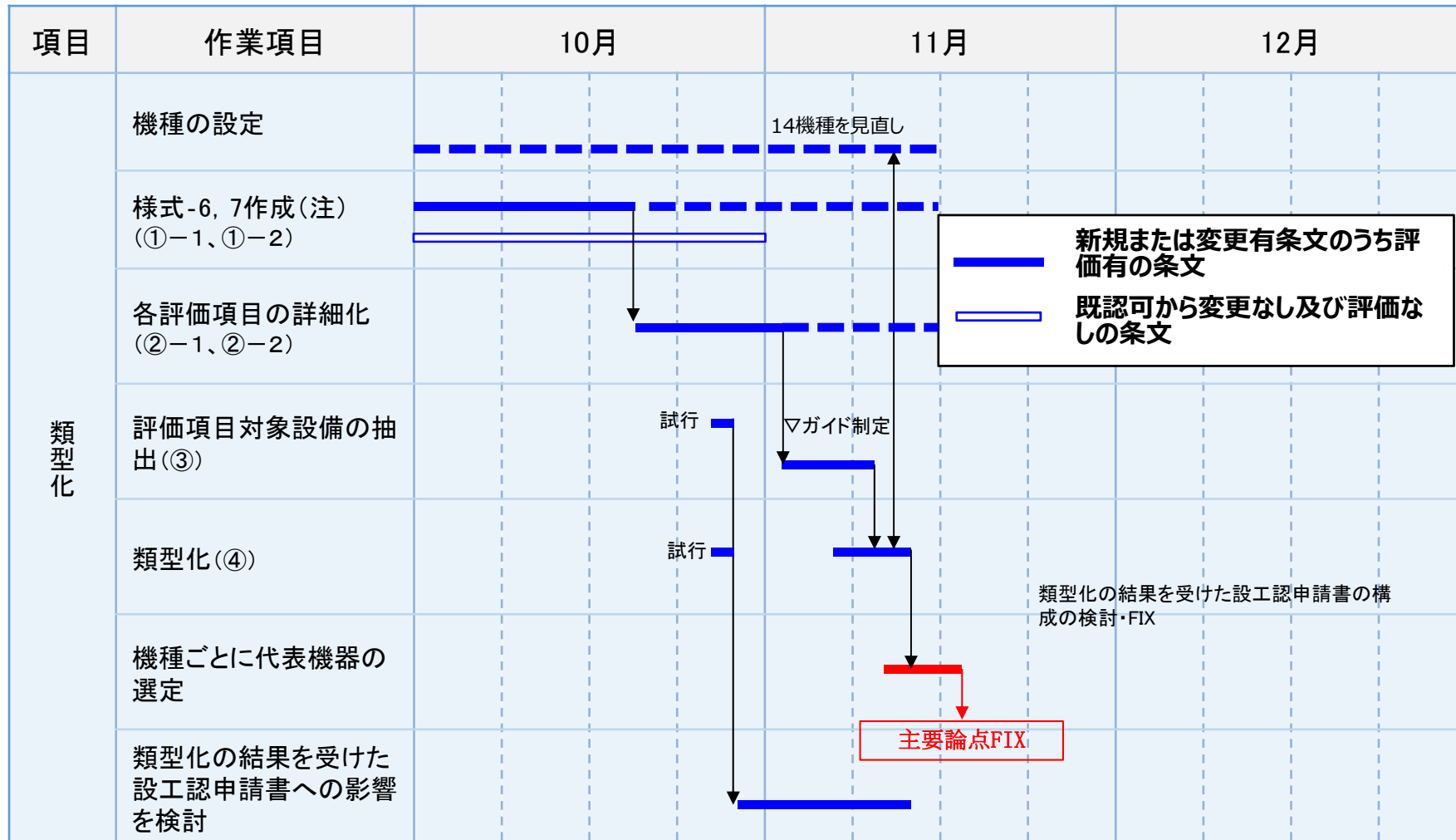
2. 設工認申請対象設備の選定のスケジュール



2. 現状と今後の見通し(類型化)

作業項目	課題 (10月20日審査会合資料より)	見通し	達成状況
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: 2em; font-weight: bold;">2. 類型化</p>	<p>(1) ・類型化の結果を踏まえ、機種の設定を確定 ・事業変更許可書に記載されていない設備を機種に分類</p> <p>(2) ・様式一6, 7の確定(評価項目の確定) ・類型化するために必要な評価項目を選定する</p> <p>(3) 類型化に当たって、考慮すべき事項の抽出が完了していない。</p>	<p>①ー1 一部の条文を例として、様式の作成ガイドの有効性の検証を行う。 検証に当たっては、実施内容、指示者、作業者を明確にする</p> <p>①ー2 検証の有効性を確認した後、ガイドを制定する。</p> <p>②ー1 制定されたガイドを基に、作成した様式一6, 7を基に評価項目を決定する。</p> <p>②ー2 評価項目毎の評価内容を確定する。</p> <p>③ 設備所管箇所(各施設課)にて、設工認申請対象設備と、適合性確認に必要な評価内容の関係を整理する。</p> <p>④ ③の結果を踏まえ、申請対象設備の類型化を行い、代表機器を選定する。</p> <p>①～④のプロセスについて、電力支援者の支援を得る</p> <p>⇒11月中旬予定</p>	<p>①ー1 臨界を代表に様式一6, 7に対するガイド案を検証</p> <p>①ー2 課題を反映し、10/9ガイド制定</p> <p>②ー1 10/12よりガイドを基にその他の条文に対する様式一6, 7を作成し、評価項目を整理した。</p> <p>②ー2 10/21より評価項目毎の評価内容を整理し、確定した。(19/48条文が対象)。</p> <p>③, ④ 類型化ガイド案の作成に先立ち、10/22より、2建屋を対象に、類型化リストの作成及び代表設備の選定を試行。</p> <p>上記と並行し以下を実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機種に関し、14機種を機器の特徴や機能に応じて細分化検討中(10/23～) ・類型化の結果を受けた設工認申請書への影響を検討(10/27～) <p>以下を実施することで11月中旬完了見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式一6, 7の修正があれば適時類型化へフィードバックする。 ・実用炉の考え方の再処理への適用の観点で、電力支援を得る。

2. 類型化及び代表機器選定のスケジュール



(注) 既認可から変更なし及び評価なしの条文は、改めて評価内容の審査が不要なため、類型化には影響しない。
 ただし、設工認対象範囲の網羅性を担保するために、様式-6, 7の作成は必要。

2. 現状と今後の見通し(申請図書)



作業項目	課題 (10月20日審査会合資料より)	見通し	達成状況
3. 申請図書	<p>(2) 作成要領の確定</p> <ul style="list-style-type: none"> 抽出された課題の対応策の作成要領への反映 「1. 設工認申請対象設備の選定」、「2. 類型化」の結果を受けた作成要領への反映内容の検討 作成要領(案)の検証方法の確定 作成要領の確定に伴う作業担当箇所(各施設課)の作業担当者への周知・教育 	<p>① 抽出された対応策を作成要領へ反映する。</p> <p>② 「1. 設工認申請対象設備の選定」、「2. 類型化」の検討を踏まえ、作成要領へ反映する。 ⇒11月中旬予定</p> <p>③-1 検証方法及び検証内容を確定する。</p> <p>③-2 検証を実施し、確認された課題の評価、作成要領への反映要否を検討する。 ⇒類型化の議論完了後、1週間程度</p> <p>④ 申請書の作成を開始する ⇒検証完了後、速やかに実施</p> <p>⑤ 申請書作成完了 ⇒12月申請予定</p>	<p>①作成要領(案)を基に、仕様表等を作成し、課題を抽出後、反映する。</p> <p>②「1. 設工認申請対象設備の選定」について、申請対象設備の選定の考え方及び選定結果を今後反映予定。 「2. 類型化」について、類型化の結果を受けた設工認申請書への影響を検討しており、今後反映予定。</p> <p>③④⑤ ②の作成要領の検証後、申請書を作成し、12月申請見込み。</p>

- ・面談(11/4)を踏まえてサンプルを貼り付ける。